



2023 年度

「民間公益活動を推進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく

支援対象団体公募要領

2024 年 10 月

一般社団法人 BLP-Network

目次

第Ⅰ編 公募について	2
1章 公募の趣旨	2
01 趣旨	2
02 休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿	3
03 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則	3
04 優先的に解決すべき社会の諸課題	4
2章 支援内容の概要と支援対象となる活動	4
01 支援内容の概要	5
02 支援対象となる活動	5
3章 支援対象となる団体	6
01 支援対象団体とその役割	6
02 事業の評価	7
03 申請資格要件	7
04 申請時の注意事項	7
第Ⅱ編 申請について	9
1章 申請手続き	9
01 公募期間・スケジュール	9
02 申請方法	9
03 申請に必要な書類	9
04 説明用動画・個別相談会の実施	10
2章 審査結果の通知等	10
01 審査の方法	10
02 審査結果の通知方法	11
03 審査結果の情報公開	11
3章 審査について	11
01 選定基準等	11
02 優先的に選定される団体	13
第Ⅲ編 選定から活動終了まで	14
1章 支援の流れ	14
01 事業期間中の主な流れ	14
02 役務提供契約及びその要点	14
2章 その他	15
01 個人情報の取扱いについて	15
お問い合わせ先	16

第 I 編 公募について

1 章 公募の趣旨

01 趣旨

我が国においては、人口減少、高齢化及び国際化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。一方で、様々な社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、既存の施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。

これらの社会課題の解決に資する民間公益活動を促進するための「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」（以下「法」という。）等¹に基づき、一般財団法人日本民間公益活動連携機構²（以下「JANPIA」という。）は、法に基づく指定活用団体として、2019 年度より民間公益活動を行う団体に対して、助成を行ってきました

これまで、幅広い助成事業が実施され、その多くで所期の成果がもたらされている一方で、ソーシャルセクターの担い手の育成の必要性が確認されました。そこで、[民間公益活動の担い手または、将来的に担い手を目指す団体（支援対象団体）] に対して、専門的なアドバイスや支援を行う活動支援団体の制度が開始され、2023 年度の公募において、当団体が採択されました。

当団体は、2012 年から活動を開始し、企業法務に携わる弁護士を始めとしたプロフェッショナルをつなげ、その知見を結集し、社会的企業や NPO・NGO による様々な社会課題の解決・新しい社会の創造を支援することを目的として活動している団体です。具体的には、当団体は、NPO 等の支援を志す企業法務に関わる弁護士等のネットワークの構築（毎月の任意団体 BLP-Network のメンバー向けの定例会の開催）、NPO 等に役立つ企業法務に関する知見の発信（HP の更新、書籍の出版、学会での発表等）、NPO 等向けの研修、財団等への支援活動をしてまいりました。

当団体は、今までの活動の中で、各団体がその目的を効果的に達成するためには、「リスクマネジメント」の観点が非常に重要であることを認識するに至りました。また、資金支援を担う団体がリスクマネジメントについて理解を深め、自団体の運営及び資金支援のプログラムにおいてリスクマネジメントの知見を反映させることで、より業界全体において効果的にリスクマネジメントも行うことが可能になります。

¹[休眠預金等活用制度について：民間公益活動促進のための休眠預金等活用 - 内閣府 \(cao.go.jp\)](https://www.cao.go.jp)

²[一般財団法人日本民間公益活動連携機構 \(JANPIA\)、JANPIA の 10 項目のミッションと 7 項目のバリュー](https://www.janpia.org/)

そこで、当団体は、活動支援団体として、資金支援の担い手を対象に「リスクマネジメントに基づく運営・支援体制の確立」事業を実施することにいたしました。

なお、本制度における活動支援団体等の定義は以下のとおりです。

(1) 活動支援団体

活動支援団体は、後述する(2)の支援対象団体に対して、当該団体が抱える事業実施や組織運営に係る課題の解決を目的に、専門的なアドバイスや支援を行う団体を指します。

(2) 支援対象団体

支援対象団体は、民間公益活動の担い手又は将来的に担い手となることを目指す団体等で、活動支援団体によるアドバイスや支援を受ける団体等(個人を含む)を指します。

(3) 活動支援プログラム

支援対象団体が抱える課題解決を目的として、活動支援団体が支援対象団体を対象に行う非資金的支援の対象や方法をまとめたプログラムを指します。

02 休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿³

休眠預金等交付金に係る資金(以下「休眠預金等に係る資金」という。)の活用目的は以下2点です。

- 1 国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図ること
- 2 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備すること

これらの目的を達成することで以下のような効果が期待されます。

- 社会課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築される
- 民間公益活動を行う団体等が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保する
- 我が国の社会課題解決能力が飛躍的に向上する
- 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献する

本事業の財源である休眠預金等は国民の資産であることから、国民をはじめとするステークホルダーに対する事業の透明性や説明責任を果たすとともに、事業による成果の可視化も求められます。そのため休眠預金活用事業では、事業評価の実施を重視します。また、民間公益活動の持続可能性を担保するために、民間公益活動を担う組織能力強化を目的とした伴走支援に重点を置いています。

03 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則⁴

³ [「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」P3~4](#)

⁴ [「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」P5~8](#)

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針において「休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則」が定められています。この基本原則に基づいて、休眠預金等に係る資金を活用する指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体は業務を遂行することが求められます。基本原則は以下の9項目から構成されています。

- (1) 国民への還元 (2) 共助 (3) 持続可能性 (4) 透明性・説明責任
- (5) 公正性 (6) 多様性 (7) 革新性 (8) 成果最大化
- (9) 民間主導

04 優先的に解決すべき社会の諸課題

休眠預金活用事業において優先的に解決すべき社会の諸課題は以下のとおりです。

[優先的に解決すべき社会の諸課題]

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

- 1 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- 2 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
- 3 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援

(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

- 4 働くことが困難な人への支援
- 5 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
- 6 女性の経済的自立への支援

(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

- 7 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
- 8 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

このうち、本公募により支援する民間公益活動では、

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

の解決を目指しています。申請団体は、事業を提案するにあたり上記の優先すべき社会の諸課題から取り組む課題を選択してください。

2章 支援内容の概要と支援対象となる活動

01 支援内容の概要

今回公募を行う「リスクマネジメントに基づく運営・支援体制の確立」事業は、ガバナンス・コンプライアンスの観点から、資金支援の担い手（既に助成金プログラムを実施している財団・NPO等）を支援するためのプログラムです。

具体的には、支援対象期間において、合計2回研修を行うとともに、1団体あたり弁護士2名が月1回1時間程度の打合せを行いリスクへの対処を一緒に検討し、必要に応じてその対応策を実施することにより支援対象団体を支援します。支援対象団体は、この支援期間を通じて、以下の体制を構築することが可能です。

- ①団体自身のリスクマネジメントを行うことができる（資金分配団体の申請に必要な大部分の規程類の整備も可能。）

成果物イメージ：リスク及び評価一覧、リスクマネジメントの実施体制の構築・運用

- ②リスクマネジメントの観点を踏まえた助成審査を行うことができる

成果物イメージ：リスクマネジメントを踏まえた申請書、審査マニュアルの改訂等

- ③リスクマネジメントの観点から助成先の非資金的支援をすることができる

成果物イメージ：支援対象団体が持つ支援マニュアルの改訂、人的つながりの獲得

また、中長期的には、資金支援の担い手が、助成先のリスクの適切な把握及び必要なリソースの確保を支援することができ、支援先への専門家の関与も拡大することで、リスクマネジメントの知見が増大すること、それにより生じた助成プログラム及び事業運営におけるリスクマネジメントに関する知見が広く普及し、それにより、資金支援の担い手及び助成先の団体もいずれもが、リスクの優先順位を踏まえて自団体を運営し、安定的にインパクトを残せる状態になっていることを目指します。

02 支援対象となる活動

支援対象となる活動は、以下の通りです。本事業は、以下に記載の通り「資金支援の担い手育成」のための伴走支援事業です。本プログラムは現場における事業活動の支援や、資金支援のプログラムではございませんので、十分にご留意ください。

1 支援対象団体及び事業：

本プログラムでは、以下の団体及び事業を支援の対象とします。

【必須要件】

以下の分野において分野の助成プログラムを運営してきた実績があり（休眠預金活動支援事業以外も可能）、今後当該分野における資金支援を志す団体

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

【優先要件】

以下の要件は公募にあたって必須の要件ではありませんが、条件を満たす団体を優先的に選定します。

以下の〔i〕又は〔ii〕のいずれか、または両方を満たす助成プログラムを実施しているか、実施することが可能であること。その助成プログラムは、【必須要件】の(1)～(3)の分野を対象とするものとします。新規企画でも構いません。

i 2025年4月～2026年3月迄に公募・審査を行うこと

ii 2025年4月～2026年3月迄の期間に助成を行っていること

※ i の助成プログラムと ii の助成プログラムは、別のプログラムでも構いません。例えば、2025年3月以前に審査・公募を行った場合であっても、2025年4月～2026年3月迄の期間に助成期間がかかっていれば ii の条件を満たすことになります。

※2024年10月21日に支援対象団体の要件を変更いたしました。

2 支援期間：2024年12月～2026年3月

※ただし、事後評価や広報（インタビュー記事の作成等）のため、2027年3月末までのご協力をお願いさせていただく可能性があります。

3 支援対象地域：全国

4 採択予定団体数：以下の分野において資金支援を行っている3団体（以下の各分野毎に1団体）。なお、資金分配団体も3団体中1団体程度を目安に採択予定です。

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

3章 支援対象となる団体

01 支援対象団体とその役割

支援対象団体は、活動支援団体から助言又は派遣を受けるものであり、民間公益活動の新たな担い手となることが見込まれることから、以下のような役割を期待します。

- ① 将来的に自立した民間公益活動の担い手となり、社会の諸課題の解決に向けた活動に取り組む。
- ② 活動支援団体から必要な非資金的支援を受けることにより、自身が抱える組織や活動における課題を解決し、将来の民間公益活動の自立した担い手として成長・発展することを目指す。
- ③ 自らが設定した目標の達成度やその効果を把握し、活動支援団体にフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

02 事業の評価

国民の資産である休眠預金等に係る資金の活用にあたっては、その成果を広く国民一般にわかりやすい形で公表し説明責任を果たす必要があります。そのために活動支援団体は事業実施においては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を、自己評価を基本に実施することで成果の可視化に取り組むこととしています。

なお、支援対象団体には、社会的インパクト評価の実施を一律には求めませんが、自らが取り組む組織・活動上の課題解決の進捗状況、自らが設定した目標の達成度や活動支援プログラムによる支援の効果等を把握し、活動支援団体に報告します。

※評価の詳細は、JANPIAのWEBサイトに掲載している、「休眠預金活用における社会的インパクト評価」をご確認ください。

03 申請資格要件

以下のいずれかに該当する場合は支援対象となりません。なお、本事業では、コンソーシアムによる申請は受け付けておりません。

- 宗教の教義を広め儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体

- 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
- 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- 資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体
- 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - （ア）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
 - （イ）法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- ガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していない団体
- 独立行政法人および国立大学法人

04 申請時の注意事項

- 利益相反防止の観点から、活動支援団体の理事等の役員が支援対象団体の候補団体の役員に就任している場合、又はその逆のケースは、候補団体の申請は不可とします。過去に兼職関係があった場合、退任 6 か月間は当該候補団体による支援対象団体への公募申請はできないものとします。
- 今回申請する活動と、同時期に他の活動支援団体へ申請している又は申請する予定の活動は別事業であることが必要です。採択結果が分からない段階で、複数の活動支援団体に同一活動の申請をすることはできません。
- 今回申請する活動と、既に休眠預金事業（支援対象団体または実行団体）として採択されている活動とは非資金的支援の内容が異なることが必要です。

第Ⅱ編 申請について

1章 申請手続き

01 公募期間・スケジュール

公募要領公開（WEB サイト等）	2024 年 10 月 1 日（火）
事前相談	2024 年 10 月 24 日（木）まで
公募締め切り日時	2024 年 10 月 31 日（木）24 時
支援対象団体の審査、内定通知	2024 年 11 月中
支援対象団体決定、契約締結、事業開始	2024 年 12 月～2025 年 1 月

02 申請方法

本プログラムへの応募を希望する場合には、ホームページ記載の URL より必要事項を記入し、必要書類をアップロードする方法により、申請をお願いいたします。

03 申請に必要な書類

申請は、以下の書類に申請内容を記載いただきます⁵。

分類	申請書類	様式	提出形式	備考
申請事業ごとに提出する書類	様式 1 支援申請書	指定	PDF	※登録印の押印が必要
	様式 2 支援対象活動計画書（概要）	指定	Excel	
	様式 3 支援対象活動計画書（詳細）	指定	Excel	
団体ごとに提出	様式 4 団体情報	指定	Excel	
	様式 5 役員名簿	指定	Excel	※役員名簿はパスワード必須 ※パスワードは別途活動支援団体に提出

⁵ 申請書類の作成等申請に要する費用、および選定後役務提供契約締結までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。

する申 請書類	定款	—	PDF	
	登記事項証明書（全部事項証明書）	—	PDF	※発行日から3ヶ月以内の写し
	事業報告書	—	PDF	※過去2年分。
	決 算 報 告 書 類	貸借対照表	—	
損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、 収支計算書等）		—	PDF	
監事及び会計監査人による監査報告書 ⁶		—	PDF	

04 説明用動画・個別相談会の実施

本プログラムではあらかじめ応募を希望される方向けに説明用動画を公開しています。URL等はホームページをご確認ください。

また、本プログラムでは公募に関する事前相談を個別にお受けいたします。ご希望の方は、以下のアドレスまでご連絡いただければと思います。

宛先：一般社団法人 BLP-Network 休眠預金公募相談窓口

メールアドレス：kyumin_koubo@blp-network.com

2章 審査結果の通知等

01 審査の方法

書面審査により各分野毎に3団体以内まで審査し、当該審査を通過した団体と以下の日程にて個別面談を実施いたします。

また、今回のプログラムの審査の特徴として、効果的な伴走支援につなげるため、各団体毎に、団体の課題等を相談担当弁護士と一緒に考える相談会を実施することといたしました。時間は1時間程度を想定しています。また、日程については以下の時間帯のいずれか1時間を予定しておりますので、本プログラムに申請される場合、ご予約を確保いただければ幸いです。

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動に申請した団体
11月6日（水）14時～17時@ZOOM

⁶ 監事及び会計監査人による監査を受けている場合

(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動に申請した団体
11月7日（木）13時～16時@ZOOM

(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動に申請した団体
11月8日（金）9時～12時@ZOOM

※相談担当弁護士の都合上可能な限り上記日程にてご調整いただきたく存じますが、どうしても都合がつかない場合には別途調整いたします。

02 審査結果の通知方法

審査の結果は申請団体に対しメールで通知します。

03 審査結果の情報公開

- 1 休眠預金活用事業の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」、「本制度全体の透明性の確保」等が強く求められています。
活動支援団体は、採択の有無に関わらずすべての申請団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）をWEBサイトで広く公開します。ただし、民間公益活動を行おうとする個人の場合は、個人情報（氏名、住所等）については、公表の対象から除くものとします。
- 2 活動支援団体は、選定した支援対象団体の情報（選定した支援対象団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由）を活動支援団体のWEBサイトで広く一般に公開します。但し公開にあたっては、当該支援対象団体の正当な権利又は利益を損なわないように配慮します。
- 3 JANPIAではJANPIAのWEBサイト上に活動支援団体のWEBサイトへのリンクを設定するなど、各活動支援団体の支援対象団体の公募の進捗について一般に公開します。また活動支援団体との協議の上、公募に関する情報を、JANPIAの事業報告書・WEBサイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

なお、上記の各公表は、少なくとも支援期間が終了するまで継続します。また、上記に関しては情報公開同意書（支援申請書に記載がある）を提出していただきます。ただし、公表にあたっては、当該支援対象団体の権利・利益を損なわないように配慮します。

3章 審査について

01 選定基準等

支援対象団体は、次の選定基準に基づき選定を行います。

本プログラムの目的及び当団体の専門性に鑑み、審査にあたっては、支援対象団体の選定にあたって、特に以下の点を重視します。

①リスクマネジメントの強化の必要性	団体としてリスクマネジメントの強化の優先順位が高い理由が明確かつ具体的か。
②実行可能性	業務実施体制や計画が適切か（特に本プログラムでは、団体の体制構築及び助成プログラムの検討のため、相応の対応の工数がかかる点に留意する必要がある。）
③継続性	非資金的支援による効果や仕組みが、支援終了後も継続することが見込まれるか。特に非資金的支援を受けた後の事業の現実的かつ具体的な展望（※）を持っているか。
④学びの発信の意欲	事業から得られた自団体の学びを一般化し発信する強い意欲・実績があるか。
⑤連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか

※休眠預金活用事業における資金分配団体になることも含みますが、それ以外の内容でも構いません。

また、支援対象団体の選定にあたっては、前述の観点のほか、以下の観点も考慮します。

⑥ガバナンス・コンプライアンス	本プログラムにおける支援を経て、資金分配団体として十分なガバナンス・コンプライアンス体制を整備できるか。
⑦事業の妥当性	<p>団体が取り組む社会課題について、問題構造の把握が十分に行われているか、また、課題解決と担い手育成に対して事業計画（課題の設定、目的、事業内容）が妥当であるか</p> <p>※<u>団体運営上の課題ではなく、事業として取り組んでいる社会課題である点に留意ください。</u></p>
⑧先駆性（革新性）	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか

※その他選定時の留意事項

● 政治活動や宗教活動等について

申請資格要件に関連して、申請団体が実施する公益事業の目的や活動内容が、政治活動や宗教活動等と明確に区分された内容となっていることが必要です。

● 不選定の損害等

審査の結果、支援対象団体に選定されなかったことによる一切の損害及び本制度に係る法令や政府の運用方針の変更等による損害については、当団体が責任を負うものではありません。

02 優先的に選定される団体

支援対象団体の選定に当たっては、以下の要件を満たす団体を優先するとともに、「選定基準等」の①～⑤の観点を重視の上、社会的成果の最大化の観点から行います。また、社会の諸課題解決の手法の多様性、団体の多様性にも留意しつつ、大都市その他特定の地域や特定の団体に偏らないよう配慮して選定を行います。

【優先要件】

以下の〔i〕又は〔ii〕のいずれか、または両方を満たす助成プログラムを実施しているか、実施することが可能であること。その助成プログラムは、【必須要件】の(1)～(3)の分野を対象とするものとします。新規企画でも構いません。

i 2025年4月～2026年3月迄に公募・審査を行うこと

ii 2025年4月～2026年3月迄の期間に助成を行っていること

※ iの助成プログラムとiiの助成プログラムは、別のプログラムでも構いません。例えば、2025年3月以前に審査・公募を行った場合であっても、2025年4月～2026年3月迄の期間に助成期間がかかっている場合はiiの条件を満たすことになります。

※2024年10月21日に支援対象団体の要件を変更いたしました。

第III編 選定から活動終了まで

1章 支援の流れ

01 事業期間中の主な流れ

支援対象団体の事業期間中の主な流れは、別紙をご参照ください。なお、半年ごとの進捗報告（年度末報告）は必須となります。

02 役務提供契約及びその要点

役務提供契約は、事業の実施に関して必要な事項を定めた JANPIA 指定の役務提供契約書（ひな型）により行います。原則、この役務提供契約は変更できません。以下、役務提供契約の要点を記載します。詳細については役務提供契約書（ひな型）をご参照ください。

1 進捗管理、各種報告

活動支援団体は支援対象団体の進捗管理を行います。原則として毎月1回以上、対面形式（WEB会議を含む）による進捗状況について協議を行います。

また、支援対象団体は、役務提供契約に基づき、休眠預金助成システムを用いて原則として6か月ごとに民間公益活動の進捗状況の報告を行います。さらに、各事業年度が終了するごとに翌月までに事業の報告を行います。

2 不正行為等について

違法行為等が疑われる場合には、直ちに活動支援団体に通知し不正行為等の是正のために必要な措置を講ずるものとします。

なお、支援対象団体は不正行為等の事案が明らかになった場合は、当該事案が発生した原因を究明し、再発の防止のための措置を講ずるとともに、その事案の内容等について活動支援団体に報告し公表することとします。

3 支援対象団体の選定及び監督

活動支援団体は、支援対象団体の選定に当たっては、支援対象団体の多様性に十分配慮するとともに、採択結果が特定の団体等に偏らないよう留意します。なお、活動支援団体と支援対象団体は役務提供契約を締結し、事業の進捗状況の把握と緊密な連携を行います。

4 事業の評価

休眠預金制度の事業の実施に当たっては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を実施することで、成果の可視化に取り組むこととしています。活動支援団体が活動支援プログラムの評価をしますので、そのために必要な情報の提供に協力してください。

- 5 シンボルマークの活用
休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマーク⁷を表示してください。具体的な利用方法については、JANPIA が別途定める「シンボルマーク利用手引き」をご参照ください。
- 6 情報公開
活動支援団体は、支援対象団体の公募に当たって、公募要領や公募に必要な書式について自団体の WEB サイトで公表します⁸。なお、JANPIA は、活動支援団体及び支援対象団体が助成システムへ登録した情報のうち公開情報として登録された情報について、広く一般に公開できるものとします⁹。
- 7 選定の取消し
活動支援団体は、支援対象団体が次のいずれかに該当すると判断した場合、選定の取消し、又は本支援対象活動の全部若しくは一部の停止を求めることができます。支援対象団体は、この求めに応じる必要があります。さらに、選定を取り消され、その取消の日から3年を経過しない団体は、活動支援団体の選定に申請することができません。
- 本支援対象活動の適正かつ確実な実施が困難であるとき
 - 不正行為等があったとき
 - 関連法規等に基づく措置、処分等又は役務提供契約に違反したとき
 - 上記に掲げる事由のほか、本契約が解除された場合、その他事業の適正な遂行が困難と認められるとき

2章 その他

01 個人情報の取扱いについて

当団体は、全ての個人情報について、不正アクセス、盗難、持ち出し等による紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正等の適切な安全管理措置を講じます。また、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、適切な委託先を選定するとともに、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結し、さらに、委託先において個人情報の適正な管理が行われるよう管理・監督します。

⁷ [シンボルマークのダウンロード](#)、[シンボルマークの規程](#)、[手引き等](#)

⁸ 公募終了時に、申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）、さらに採択団体決定時に、選定した支援対象団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由を当該活動支援団体の WEB サイトで少なくとも支援期間が終了するまで一般に公表します。

⁹ これらの事業の情報に関して JANPIA は、活動支援団体および支援対象団体と協議の上、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

お問い合わせ先

[活動支援団体名] 一般社団法人 BLP-Network

[住所] 〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町 11 番地 2 川崎フロンティアビル 4 階

[Email] kyumin_koubo@blp-network.com